資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十四日

東京都町田市原町田四丁目一八番二三号

有限会社ミハシ

代表取締役　三橋　頼子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十八頁（号外第七十号）

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋三丁目一番一号

株式会社ＩＴＴＥ

（旧商号　株式会社ロンザングループ）

代表取締役　大仲　研司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二百一万五千四百円、資本準備金の額を八億九千二百一万五千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

株式会社ＪＳＨ

代表取締役　野口　和輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百九十九万四千六百七十二円減少するとともに、資本準備金の額を三億六千五百七十二万四千百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七四頁（号外第二四二号）

令和八年六月二十四日

静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町一〇四四番地の二

リンクウィズ株式会社

代表取締役　吹野　豪

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

埼玉県越谷市越ケ谷三丁目三番一六号

埼光ゴム株式会社

代表取締役社長　加藤　進一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

東京都江戸川区臨海町三丁目六番三号

アドレス通商株式会社

代表取締役　竹尾　正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋一丁目一〇番七号

千代田工販株式会社

代表取締役　瀬尾　英三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

奈良県大和郡山市馬司町六四二番地の二

株式会社奈良大果

代表取締役　矢野裕二郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

岡山県井原市上井出部町四三一番地の三

井原精機株式会社

代表取締役　上野　和彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩根良憲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目五番一〇号

ＪＰＲ横浜ビル九階

ＡＩＣ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ

日本における代表者　岩根　良憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七二頁（号外第二二〇号）

令和八年六月二十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂａｓｅｌ

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十四日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビル

Ⅱ九階

東亜外業企業年金基金

清算人　檜村　茂雄

取消公告

令和八年六月十八日（号外第一三四号）掲載の第九十三期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年六月二十四日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

クオリテックファーマ株式会社

代表取締役社長　山本　展裕

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四				改正後欄終りから一八 第五十四条の九	第五十四条の五

公布内閣府令第百四号（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

一三ページ第六条表中改正後欄中欄二行目及び改正後欄下欄三行目から四行目までを削除する。